

八王子市における学校部活動及び地域活動に関する
ガイドライン

令和 7 年（2025 年） 3 月

八王子市教育委員会

はじめに

これまで教育委員会では、令和2年（2020年）3月に策定した「八王子市立学校に係る部活動の方針（以下「旧方針」という。）」に基づき、子どもたちにスポーツや文化に親しむ機会を提供するため、学校部活動を実施してきました。しかし、少子化に伴う生徒数の減少や教員の働き方改革等の課題に直面し、従来の方式のまま学校部活動を継続することが難しくなってきました。同様の状況は全国的に見られ、国は令和4年（2022年）12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)を策定し、令和5年（2023年）から7年（2025年）の3年間を改革推進期間と位置づけ、各地域の実情にあわせて部活動の地域展開等を推進するという方針を示しました。

そこで、教育委員会では、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめるようにするため、令和5年（2023年）4月に、学校や保護者、地域団体の代表者で構成する「八王子市中学校部活動検討会議」を設置し、人口減少や少子化が進む中であっても、子どもたちが充実した放課後や休日を過ごせるよう、「学校部活動の再編」と「地域と連携した活動の拡充」を組み合わせ、学校だけでなく地域全体で子どもたちに多様な体験活動の機会を提供する「部活動改革」について検討してきました。

また、この動きと並行し、市立中・義務教育学校は、教育委員会の方針を踏まえ、各学校の実態に沿った取組を進め、令和7年（2025年）1月には、各学校の部活動の再編計画をまとめた部活動改革ロードマップを作成・公表しました。

以上の取組等により、児童・生徒、保護者、市民の部活動改革に対する関心も高まってきた一方、改革の趣旨や内容が十分浸透していない現状も依然として見られ、引き続き周知の徹底を図っていくことが求められています。

そこで、教育委員会では、生徒の中学校への入学や、他地区の教員が異動して来る年度の切り替わりの時期を捉えて、これまで進めてきた本市の部活動改革について改めて整理し、部活動改革のより一層の推進に資するものとして、旧方針を改定し、「部活動改革」の内容を盛り込んだ新たな方針「八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン」を策定することとしました。

教育委員会においては、本ガイドラインに基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を、部活動改革推進期間と位置付け、引き続き取り組んでいきます。なお、部活動改革推進期間終了後には、改めて全国や本市の学校部活動、地域活動の状況を踏まえ、本改革のより一層の充実を図ってまいります。

目 次

I 部活動に係る基本的な考え方	2
1 部活動の意義・目的	
2 八王子市における部活動の位置付け	
3 八王子市の部活動改革がめざす方向性	
4 地域と連携した部活動改革の推進	
II 学校部活動の再編	4
1 4つのカテゴリーの部活動の設置	
2 特色ある部活動の設置	
3 広域部活動（合同部活動・拠点校部活動）の実施	
III 学校部活動の体制整備	6
1 適切な運営のための体制整備	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
3 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
IV 地域と連携した活動の充実	11
1 子どもたちが参加可能な団体の拡充と各学校との連携	
2 学校と地域団体が連携した教室・イベント	
V 共通事項（学校部活動再編と地域と連携した活動の充実）	15
1 指導者の質の維持向上	
2 コーディネーター（ヘルプデスク）の配置	
3 教員等の兼職兼業	
4 大会等のあり方	
5 その他	

I 部活動に係る基本的な考え方

1 部活動の意義・目的

部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動顧問（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者の指導のもと、学校の教育の一環として行われてきた長い歴史があり、その中で、多くの人が生涯の友人を得たり、社会経験を積んだりしてきた。また、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成にも資するものである。

さらに、部活動は、学年や学級の枠を超えた異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が部活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、社会性や人間性を育むという、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしている。

2 八王子市における部活動の位置付け

これまで「部活動は学校、クラブ・サークル活動は地域」というように、それぞれが役割を担ってきた。「中学校学習指導要領 総則（平成29年告示）」において、部活動について、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明示されている。

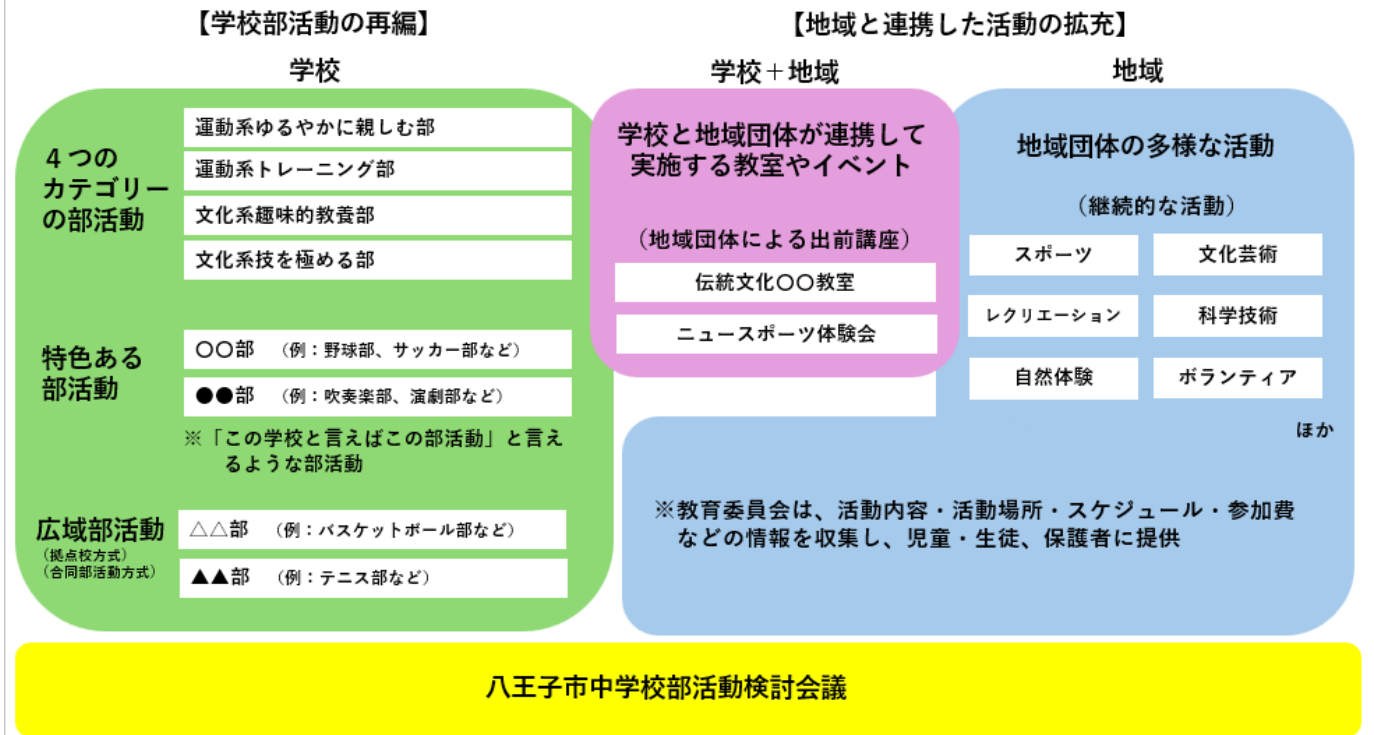
本ガイドラインにおいては、校長を中心とした指導体制のもと、学校教育の一環として行われる学校部活動のみならず、人口減少や少子化が進む中にあっても、八王子市の子どもたちが充実した放課後や休日を過ごし、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備する。

3 八王子市の部活動改革がめざす方向性

本市では、部活動の地域展開等を「部活動改革」と呼び、「学校部活動の再編」と「地域と連携した活動の拡充」を一体的に進め、子どもたちの活動機会の確保と生涯学習・生涯スポーツの活性化を図る。

また、地域の活動で学んだ人々が、そこから得た知見を部活動指導で子どもたちに還元したり、部活動で学んだ子どもたちが、将来、地域の活動で中心的な役割を担ったりするという、学びの循環を創出する。

【八王子市の部活動改革の全体像】



4 地域と連携した部活動改革の推進

NP0 法人八王子市スポーツ協会、特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会、八王子文化連盟、八王子スポーツ推進委員協議会などの地域団体の代表者、八王子市立中学校 PTA 連合会、学校運営協議会、大学コンソーシアム八王子の代表者等を構成員とする「八王子市中学校部活動検討会議」を設置し、八王子市の部活動改革のめざす姿の実現に向けて検討を重ねている。

「地域の子どもは地域で育てる」の理念のもと、教育委員会事務局が必要に応じて検討会議を開催し、学校と地域が一丸となって本市の部活動改革を推進する。

八王子市中学校部活動検討会議の参加団体

NP0法人八王子市スポーツ協会
特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会
八王子文化連盟
八王子スポーツ推進委員協議会
八王子市立中学校PTA連合会
学校運営協議会
大学コンソーシアム八王子
小・中学校校長会
八王子市教育委員会事務局

Ⅱ 学校部活動の再編

1 4つのカテゴリーの部活動の設置

各学校に、「運動系ゆるやかに親しむ部」、「運動系トレーニング部」、「文化系趣味的教養部」、「文化系技を極める部」の4つのカテゴリーの部活動を設置する。

(1) 活動日・時間

■平日 週2日程度、1日1時間程度

■休日 活動しない

※ 大会等に向けた直前練習等、活動内容によっては期間を限定して活動時間等を延長することを認める。

(2) 指導者

ア 教員や市民ボランティアが指導する。教員が指導する場合は、指導内容に応じて複数の教員がローテーション等で指導を行う。

イ 市民ボランティアは、顧問の教員の監督のもと、必要な技術の指導及び助言を行うことを任務とし、市民ボランティアが指導を行う際も責任者はあくまで教員となる。

ウ 市民ボランティアは学校が確保し、それが難しい場合は教育委員会等を通じて学校が確保に努める。

2 特色ある部活動の設置

各学校に、「この学校と言えはこの部活動」というような特色ある部活動を設置する。数は多くとも各学校3つまでとする。

(1) 活動日・時間

■平日 週3日程度、1日2時間程度

■休日 週1日、1日3時間程度

※ 本ガイドラインに沿って、活動日や活動時間は学校ごとに設定する。

(2) 指導者

ア 教員（指導経験があり、指導を希望する者）や部活動指導員（活動内容に関する専門家であり、顧問としても指導できる者）、部活動指導補助員（活動内容に関する専門家）が指導する。

イ 部活動指導員の指導日には、原則として教員は部活動指導を行わない。

ウ 部活動指導補助員は、顧問の教員又は部活動指導員の監督のもと、必要な技術の指導及び助言を行うことを任務とし、部活動指導補助員が指導を行う際も責任者はあくまで教員又は部活動指導員となる。

エ 活動に係る費用は、活動参加者の受益者負担にする場合がある。

3 広域部活動（合同部活動・拠点校部活動）の実施

複数の学校が連携して合同で練習等を行う合同部活動、拠点となる学校に生徒が通って練習等を行う拠点校部活動を実施する。

拠点校部活動の場合、自分の学校に入りたい部活動が無くても他の学校の部活動に参加して活動することができる。

（１）活動日・時間

■平日 週３日程度、１日２時間程度

■休日 週１日、１日３時間程度

※本ガイドラインに沿って、活動日や活動時間は学校ごとに設定する。

（２）指導者

教員（指導経験があり、指導を希望する者）や部活動指導員、部活動指導補助員が指導する。

ア 拠点校部活動の設置に当たっては、拠点校の負担軽減が図られるよう、専門的な知識、技術を有し、顧問教員と同様の指導を行うことができる部活動指導員を優先的に配置する。ただし、拠点校全校に部活動指導員を配置できるとは限らない。

イ 部活動指導員の指導日には、原則として教員は部活動指導を行わない。

ウ 部活動指導補助員は、顧問の教員又は部活動指導員の監督のもと、必要な技術の指導及び助言を行うことを任務とし、部活動指導補助員が指導を行う際も責任者はあくまで教員又は部活動指導員となる。

エ 活動に係る費用は、活動参加者の受益者負担にする場合がある。

オ 広域部活動の実施に当たっては、合同部活動及び拠点校部活動の実施要項（http://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/026/007/p004790_d/fil/kyoten_kouyoukou.pdf）に定める諸手続きを学校が行う。

【学校部活動の指導者に関する条件一覧】

	教員	部活動指導員	部活動指導補助員	市民ボランティア
４つのカテゴリー	○	×	○	○
特色ある部活動	○	○	○	△※１
広域部活動	○	○	○	△※１
大会引率等の可否	○	○	×（条件付き○）	×
謝金の有無	無 (兼職兼業は有)	有	有・無 (条件による)	無
保険加入の主体	市	市	市	各自

※１ 主たる指導者は教員または部活動指導員

Ⅲ 学校部活動の体制整備

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本ガイドラインに沿って、毎年度、学校部活動（4つのカテゴリーの部活動や特色ある部活動、広域部活動）について「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。指導者（顧問の教員又は部活動指導員）は、年間の活動計画（活動日時・場所、休養日、参加予定大会日程等）、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員を顧問に決定する際には、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、外部顧問の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ウ 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や部活動指導補助員、市民ボランティアを確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、外部顧問の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

エ 校長は、毎月の活動計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(3) 指導者の確保

部活動指導員や部活動指導補助員、市民ボランティアの人材確保は、各学校が行う。ただし、それが困難な場合には、校長は指導者派遣について教育委員会に依頼することができる。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活

動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に運動部活動においては、スポーツ庁が令和4年（2022年）12月に作成した「学校部活動及び新たな地域団体活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則った指導を行う。

イ 校長及び学校部活動の指導者は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）（<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>）等を参考に、以下の内容を踏まえて指導にあたる。

1 活動前・活動中に必ず暑さ指数（WBGT）を正確に計測し、活動の実施について、「熱中症対策ガイドライン（令和4年7月 東京都教育委員会）」に基づいて判断すること。

※熱中症対策ガイドライン（令和4年7月 東京都教育委員会）

https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident_prevention/heatstroke.html

2 各学校においては、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をすること。

※学校の管理下における熱中症事故の多くは体育活動時によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に多発する傾向があるため、教職員は、活動時の環境把握をする。

※熱中症予防運動指針 「熱中症を予防しよう（日本スポーツ振興センター）」より

- ・WBGT 31以上：運動は原則中止
- ・WBGT 28以上：嚴重警戒（激しい運動は中止）
- ・WBGT 25以上：警戒（積極的に休息）
- ・WBGT 21以上：注意（積極的に水分補給）

3 児童・生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら、生徒への熱中症防止に関する指導の徹底を図ること。

4 活動する場合は、活動量・内容・時間・場所等を状況に応じて変更するなど、柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を励行し、適切に対策を講じること。

※活動時には、休憩と水分補給をこまめに行うなど予防策（激しい運動では、休憩は30分に1回はとることが望ましい）を講じ、指導者は、生徒の健康観察を活動前から終了まで行う。

※生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

ウ 学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の促進の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも体力や技能等の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえ

た合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの活用

部活動の指導者は、部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 学校における休養日及び活動時間

学校における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 「学校の部活動に係る活動方針」の公表

校長は、Ⅲ 1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインに沿って、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間等の設定

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、

月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等、地域や学校の実態を踏まえて工夫する。

(4) 校長の責務

校長は、部活動の教育上の意義を踏まえ、部活動が生徒や顧問の教員にとって過度な負担とならないよう、参加する大会、地域の行事、催し等を精査するとともに、長時間にわたる活動や交通費等の家庭における経済的負担を軽減する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

1 運動部活動の具体例

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

2 文化部活動の具体例

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

イ 校長は、特定分野の活動が苦手な生徒や障害のある生徒が、活動に参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、学校運営協議会等において、地域の関係者と現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士が切磋琢磨し、多様な交流が

できる機会を設ける。

ウ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

オ 校長は、児童・生徒が参加する地域活動の状況を積極的に見取り、評価する。また、その一環として、児童・生徒が参加する地域活動の状況を事前に確認した上で、通知表に記載する。

Ⅳ 地域と連携した活動の充実

1 子どもたちが参加可能な団体の拡充と各学校との連携

教育委員会は、NP0 法人八王子市スポーツ協会、特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会、八王子文化連盟等、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動を行う市内の幅広い団体と連携し、各団体の普段の活動において、中学生をはじめとする児童・生徒の参加の可否を調査する。子どもが参加可能な団体については、市ホームページに掲載し、広く周知を行う等、子どもたちの放課後における活動の1つの選択肢として、市立小・中・義務教育学校及び児童・生徒並びに保護者へ情報提供する。

(1) 対象団体

本取組の対象は、主な活動場所が市内で、子どもが参加可能な活動を行っている以下の団体とする。

- ア スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体
- イ 芸術・文化活動を行っている、または鑑賞する団体
- ウ 地域活動やボランティア活動を行っている団体
- エ その他、子どもが参加できる活動を行っている団体

(2) 団体の基準

本取組における対象団体の基準は、以下に該当しない団体とする。

- ア 宗教・政治活動を目的とした行為を行う団体
- イ 子どもに対する不適切な指導・言動等がある団体
- ウ 市からの問い合わせに応じない団体
- エ その他、本取組の趣旨に反すると認められる行為を行う団体及び教育委員会が適当でないと認めた団体

※ 子どもの選択肢の拡大という観点から、民間事業者等の営利団体も本取組の対象団体とするが、子どもに営業・宣伝活動を行わせる等の行為は認めない。

例) 5名友達を連れてくれば、月会費を安くするなど

※ 上記ア～エに該当する行為を行った団体は、市ホームページの掲載を削除する。

(3) 情報収集・公開内容

対象団体の公開する情報は、以下のとおりとする。

- ア 団体名称
- イ 競技・種目
- ウ 会員年齢層
- エ 入会希望者のレベル
- オ 活動の雰囲気(志向性)
- カ 活動場所・日時
- キ 会費

- ク 指導資格・指導者の有無
- ケ 注意事項
- コ 担当者連絡先
- サ その他、団体のPRや必要な項目

※ 個人情報を含む団体情報を公開するが、公開にあたっては必ず各団体担当者へ事前確認を行う。

《イメージ》

地域スポーツ・レクリエーション団体 紹介シート			
①団体名	はちおうじBBC		
②競技・種目	軟式野球		
③会員年齢層	小学生以下 25 人	中学生 15 人	
	高校生 人	成人 25 人	高齢者 人
④中学生の入会について	☒ 可 ☐ 否		
⑤入会希望者のレベル	☒ 初心者歓迎 ☐ 経験者のみ ☐ セレクション		
⑥活動の雰囲気 (志向性)	☒ 初心者の方向け・楽しく体を動かす ☒ 経験の有無を問わず競技を楽しめる ☒ 基礎から応用まで一通り技術を習得できる ☐ それぞれが目標を持ち、技術を高める ☐ 都大会、全国大会等で上位入賞を目指す		
⑦活動場所	①〇〇小学校 ②滝ヶ原野球場		
⑧活動日時	①毎週日曜9時～12時 ②隔週土曜9時～12時		
⑨会費	☐ 年会費 ☒ 月会費 2,000円/月 ☐ その他		
⑩大会等の参加予定	大会に年2～3回参加		
⑪指導者数	5名		
⑫指導資格など	なし		
⑬注意事項	・受け入れは、事前連絡でいつでも【可能】 ・複数校の生徒が所属し、レベル別指導をしている ・保険の加入→団体で全員加入		
		⑭団体PR	 創設30年の野球チームです。小学生も中学生も楽しく活動しています。見学だけでもぜひご参加ください！
		⑮団体HP等	HP Instagram  
		⑯担当者	八王子 太郎
		⑰電話番号	620-7457
		⑱メールアドレス	hachioji★8mail.com

(4) 情報の発信

教育委員会は、収集した地域団体の情報について、以下のツールで発信する。

- ア 八王子市のホームページ
- イ 児童・生徒の学習用端末
- ウ 紙で配布（随時配布）

(5) 情報の更新

教育委員会は、収集した地域団体の情報について、各年度末を目途に会員情報や活動場所等について更新を行う。なお、時期に限らず、団体から連絡のあった修正等については、適宜反映する。

(6) 活動内容等

教育委員会は、本取組に当たり、持続可能性という観点から、地域団体に対して活動内容や活動時間等、子どもたちを受け入れるための団体活動の特別な変更は求めない。

(7) 参加する児童・生徒

地域団体の活動に参加する児童・生徒は、自身の自由意志に基づいて保護者等と相談し、地域団体の活動へ参加する。その際、学校部活動としての参加ではないため、会費や活動場所の使用料、指導者への謝礼、保険等の実費は、団体が設定するルール等を遵守し、受益者負担を原則とする。

(8) 活動場所

地域団体が活動する場所については、各団体が施設予約、学校施設開放等を活用して確保する。なお、教育委員会は学校部活動の再編や学校施設開放の動向等を踏まえ、子どもたちが参加可能な地域団体が、各学校をこれまで以上に有効活用できる仕組みについて、学校・地域団体と連携して検討する。

≪具体例≫

- ア 学校部活動の再編により、不使用となった体育館や校庭について、子どもたちが参加可能な地域団体が使用できる仕組みの検討
- イ 他の団体が使用しない時間枠を、子どもたちが参加可能な地域団体が使用できる仕組みの検討
- ウ 上記ア・イの構築、実現に向けた学校、関係団体等との調整

(9) その他

児童・生徒がより充実した地域活動に参加するとともに、地域団体の指導力の向上、コンプライアンスの徹底を目的に、教育委員会は、地域団体に対して、国等から提供される指導者育成、ハラスメント対策、熱中症対策情報や講習会、講座情報等の情報提供を行い、団体活動の充実を図る。

2 学校と地域団体が連携した教室・イベント

教育委員会は、児童・生徒が地域の生涯学習活動に興味関心を持ち、参加するきっかけ作りとするため、学校と地域が連携したイベント等の積極的な周知を行う。

(1) 体験教室・イベントの情報収集

教育委員会は、市の各所管や市施設の指定管理者等が実施する児童・生徒（全世代対象も含む）が参加可能な教室・体験イベント等に加え、地域団体等から情報収集を行う。

また、後援名義の使用承認事業や大学等が実施する事業等、子どもの活動の選択肢の拡大につながる取組について、積極的な情報収集を行う。

(2) 情報発信

ア イベントカレンダー

教育委員会は、収集したイベント情報等について、市ホームページのイベントカレンダーを活用し、発信する。

イ 児童・生徒の学習用端末

教育委員会は、収集したイベント情報等について、全児童・生徒に配布されている 1 人 1 台の学習用端末から手軽にアクセスできるように、情報を整理し、発信する。

V 共通事項（学校部活動再編と地域と連携した活動の充実）

1 指導者の質の維持向上

- (1) 教育委員会は、教員、指導者（部活動指導員、部活動指導補助員、市民ボランティア）が、スポーツ医・科学的根拠や適切な指導理論等に基づいた指導技術の担保や子どもの安全・健康面への配慮のほか、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等に頼らない適切な指導力等の資質を身に付けられるよう、指導者の資質の向上や文化芸術活動で留意する必要がある著作権等について、指導者が理解できるよう国や東京都、各団体等が実施する研修会や講習会等の情報提供を行う。
- (2) 教育委員会は、指導者の暴力等、問題行動に係る相談を子ども又は保護者、地域団体等から受けた場合には、関係する中学校や競技団体・文化芸術団体等と連携し、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」（平成 30 年 3 月 30 日、日本中学校体育連盟）、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月、文化庁）の対応等に準じて、当該の地域団体と指導者等に対し、適切に指導・助言する。

<参考>

（公財）日本中学校体育連盟ホームページ

<https://nippon-chutairen.or.jp/action/>



文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁ホームページ）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf



- (3) 指導者は、本ガイドラインに沿って、子どもとの十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングや練習方法を積極的に導入する。また、専門的知見を有する保健体育・文化芸術担当の教員や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

2 コーディネーター（ヘルプデスク）の配置

教育委員会は、地域団体等と各調整を図るために中心的な役割を担うコーディネーター（ヘルプデスク）の配置を検討する。

<コーディネーター（ヘルプデスク）の役割例>

- (1) 市内における各中学校の学校部活動の状況の把握
- (2) 市内児童・生徒を受入可能な地域団体・指導者の把握
- (3) 児童・生徒を受入可能な地域の団体の指導者確保等のサポート（団体の登録、規約作成、保険加入等）

- (4) 各地域団体の活動計画・活動実績の把握（都や市の部活動方針を踏まえる）
- (5) 各地域団体の活動場所の調整
- (6) 各地域団体への情報提供
- (7) 各地域団体への安全管理の助言。活動中の事故や生徒間のトラブル等の相談対応
- (8) 八王子市中学校部活動検討委員会への出席（各事案について報告・提案）
- (9) 各地域団体と学校が情報共有する場の調整

3 教員等の兼職兼業

- (1) 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域団体活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。教員等に対して、その内容についてわかりやすく説明をする。
- (2) 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、校長が教員等本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないと判断した場合に限り許可する。
- (3) 兼職兼業の許可を受けた教員は、地域団体等における業務内容や労働時間、自身の健康状態について、校長及び教育委員会に報告等を行う。また、地域団体等での指導の前に、事故等に備えた保険に加入する。
- (4) 地域団体等で指導を希望する教員が、休日の業務時間外において、無償または団体等から交通費等の実費弁償の範囲内のみの給付を受けて指導する場合は、教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。

4 大会等のあり方

教育委員会は、地域団体に参加する子どもたちが日頃の練習の成果を発揮する場を確保するため、市民スポーツ大会の各種競技において、児童・生徒を対象としたカテゴリーの創設や児童・生徒を対象とした新たな大会の創出について、児童・生徒のニーズや各競技団体の意見等を踏まえて検討していく。

また、スポーツ以外の文化部の演奏会、発表会等についても、同様に検討していく。

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 既に公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度（2023年度）から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しており、その参加資格の拡大を着実に実施している。あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対

し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行っており、生徒の大会等の参加機会の確保に向けた取組を進めている。そのため、大会等の主催者は、中学校等の生徒を対象とする大会等を主催するときは、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、広域部活動により編成された複数校合同チームや地域団体活動に所属する生徒も参加できるように、見直しを行う。

イ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域団体活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、広域部活動により編成された複数校合同チームの取扱いを含め、参加登録の在り方を決定する。

(2) 大会等への参加の引率

ア 学校部活動における大会等の引率は、教員又は部活動指導員が行うことを原則とする。ただし、各大会等の要綱に定める引率規準の範囲内において、教員又は部活動指導員以外でも、校長が認めた者を引率者とすることができる。

イ 地域団体活動における大会等の引率は、地域団体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

5 その他

教育委員会は、学校部活動及び地域活動における受益者負担について、学校だけでなく地域全体で子どもたちに多様な体験活動の機会の提供につながるよう、受益者負担とすることが困難な参加者への軽減策を検討していく。また、広域部活動における生徒の移動手段についても併せて検討していく。

※部活動改革に関する市ホームページの掲載ページ

部活動改革の全体像



【URL】

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/008/p034804.html>

子どもたちが参加できる地域活動



【URL】

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/008/p034913.html>

各学校の部活動の再編計画
(ロードマップ)



【URL】

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/008/p034805.html>